

# ソーシャルメディア利用のガイドライン（医療法人同仁会（社団）全職員向け）

ソーシャルメディアの定義：ブログ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、ツイッター、電子掲示板、動画共有サイト、クチコミサイト等の、ユーザー自身が情報を発信したり、あるいは相互に情報をやりとりする Web サービスの一種

## I：目的

ソーシャルメディアとは、個人の表現、生活や仕事のための情報収集、相互に情報をやりとりするコミュニケーションツールの一環として、広く社会に普及しています。その反面、自由な発信が思わぬトラブルを引き起こし、大きな問題に発展することがあります。個人の発言であっても、医療法人同仁会（社団）、あるいは医療・介護そのものに関する内容により問題が起こった場合、当法人のみならず多くの医療・介護施設への信頼の低下を招く恐れがあります。

このような背景のもと、当法人に勤務する全職員が、ソーシャルメディアを利用するにあたり、遵守すべきことを明らかにするため、本ガイドラインを策定いたしました。

## II：基本的な考え方

本ガイドラインは、医療法人同仁会（社団）の業務に従事する全職員に適用されます。自己の責任のもと、以下のことを十分留意のうえ、慎重に情報を発信すること。

1. インターネットにおいて、匿名性は必ずしも確保されないことを理解する。
2. インターネット上で発信する場合には、不用意な発言や立場をわきまえない軽率な言動・投稿は行わないこと。
3. 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を生じないように留意する。医療・介護や業務に対する内容を発信する場合には、特に注意する。
4. 一度インターネット上に公開された情報は、完全には削除できないことを認識する。
5. 誹謗中傷にあたる、若しくは公序良俗に反するような情報は発信しないこと
6. 発信した情報に対して、自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努める。
7. 発信した情報に関し、攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避ける。誹謗中傷などがあった場合は、自分の判断ですぐに対応せず上司へ相談する。
8. 業務上必要な場合を除き、休憩時間以外は使用しない。

## III：守秘義務

法人の秘密または不利となる事項や、患者及び職員の個人情報などプライバシー侵害となるような情報については、特に医療法人職員は強い義務が課せられます。侵害となるようなことについては懲戒の対象になります。

## IV：法令等の遵守

1. 職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守する。
2. 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意する。

このガイドラインは令和元年8月6日制定する。